

国民健康保険加入者へ資格 確認書等を発送します

8月1日から使用できる「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に世帯主宛てに発送しますので、内容を確認してください。

8月になっても資格確認書等が届かない場合は、市民課健康保険係へお問い合わせください。

☎ 21-0258
岡市民課

後期高齢者医療制度 保険料・資格確認書等の更新

資格確認書等

現在お持ちの後期高齢者医療資格確認書（青色）の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用できる「資格確認書（クリーム色）」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に発送します。

一部負担金の割合

医療機関などで支払う一部負担金の割合（1割〜3割）は、令和7年中の所得により判定します。

☎ 21-0258
岡市民課

保険料の納付

保険料は基本的に特別徴収（年金からの天引き）となります。

ただし、特別徴収の事由に該当しない人や年度の途中で後期高齢者医療制度に加入した人、他の市町村から転入された人は、普通徴収（納付書や口座振替での納付）となります。

☎ 21-0214
岡税務課

保険料の決まり方

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直されます。令和8年度からは「子ども・子育て支援金制度」が創設されたことにより、保険料は従来の「医療分」と「子ども分」の合計額になります。医療分と子ども分それぞれに、被保険者全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」があり、すべてを合算した額が年間の保険料になります。

均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。令和8年度は資料②のとおりです。

☎ 086-245-0090
岡山県後期高齢者医療広域連合

資料①

年 度	医療分		子ども分	
	令和8年度	令和9年度	令和8年度	令和9年度
均 等 割	60,100円		1,400円	令和8年度中に決定
所得割率	10.88%		0.25%	
限 度 額	850,000円		21,000円	

※1人あたりの年間保険料は、100円未満を切り捨てます。

※保険料は対象年度1年間分（4月から翌年3月までの12カ月）として計算され、年度の途中で加入した場合は加入月から計算します。

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額などから基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です。

資料②

対象者の所得要件 (世帯主及びその世帯の被保険者の総所得金額等の合計が下記の金額以下の世帯)	均等割の軽減割合
	令和8年度
43万円 + (給与所得者などの数 - 1) × 10万円	7割※
43万円 + (給与所得者などの数 - 1) × 10万円 + 31万円 × (被保険者数)	5割
43万円 + (給与所得者などの数 - 1) × 10万円 + 57万円 × (被保険者数)	2割

※令和8年度の医療分の均等割額は7.2割軽減されます。